

職員の海外旅行承認手続について

平成3年12月5日

山口警務第1411号

1 承認手続

- (1) 海外旅行の承認を受けようとする職員（以下「申請書」という。）は、旅券等の発給申請前に海外旅行承認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により所属長に届け出ること。
- (2) 所属長は、申請者から海外旅行の申請を受けたときは、その内容等について検討し、支障がないと認めるときは、申請書の写しにより警務課長を経由して警察本部長に報告すること。
- (3) 警務課長は、警察本部長の承認を受けたときは、直ちに所属長に連絡すること。

2 留意事項

申請書は、旅行プラン、旅券番号等旅行中の連絡方法が判明次第、所属長に届け出ること。